

第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード 利用約款 新旧比較表（抜粋）

旧	新	備考
<p>第1条（目的）</p> <p>1 本約款は、スルツとKANSAI協議会<u>加盟社局</u>の定める身体障がい者または知的障がい者のための割引運賃によって、当該加盟社局の交通乗車サービスを利用することができるICカード（以下、「本カード」といいます。）の利用について、本カードを発行する株式会社スルツとKANSAI（以下、「当社」といいます。）が定めるものです。</p> <p>2 本カードの利用に関する契約（以下、「本契約」といいます。）の内容は、本約款の各条項に基づいて定めるものとします。</p> <p>第2条（定義）</p> <p>本約款で用いる用語の定義は次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) <u>加盟社局</u> 本カードの運営に関して当社と契約関係を有する<u>スルツとKANSAI協議会加盟社局</u></p>	<p>第1条（目的）</p> <p>1 本約款は、スルツとKANSAI協議会<u>加盟の交通事業者（以下、「加盟社局」といいます。）およびスルツとKANSAI協議会が別途認める加盟社局以外の交通事業者（以下、加盟社局とあわせて「加盟社局等」といいます。）</u>の定める身体障がい者または知的障がい者のための割引運賃によって、当該加盟社局等の交通乗車サービスを利用することができるICカード（以下、「本カード」といいます。）の利用について、本カードを発行する株式会社スルツとKANSAI（以下、「当社」といいます。）が定めるものです。</p> <p>2 本カードの利用に関する契約（以下、「本契約」といいます。）の内容は、本約款の各条項に基づいて定めるものとします。</p> <p>第2条（定義）</p> <p>本約款で用いる用語の定義は次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) <u>取扱事業者</u> 本カードの運営に関して当社と契約関係を有する加盟社局等</p>	<p>・特別割引用ICカード取扱事業者の拡大に伴う表現修正</p> <p>・特別割引用ICカード取扱事業者の拡大に伴う表現修正 ※以後も同様に「加盟社局」を「取扱事業者」に修正</p>

<p>第16条（年1回の継続利用確認） 記名人は、年に1回所定の時期に、当社から送付する通知書を確認し当社に返送するものとします。ただし、本カードの<u>有効期限の到来する年</u>においては、記名人は、窓口において、本カード、手帳および当社から送付する通知書の確認を受けるものとします。</p> <p style="text-align: center;"><u>【2022年6月改定】</u></p>	<p>第16条（年1回の継続利用確認） 記名人は、年に1回所定の時期に、当社から送付する通知書を確認し当社に返送するものとします。ただし、本カードの<u>更新（有効期限到来）時</u>においては、記名人は、窓口において、本カード、手帳および当社から送付する通知書の確認を受けるものとします。</p> <p style="text-align: center;"><u>【2024年3月改定】</u></p>	<p>・表現を修正</p> <p>・改定日修正</p>
--	---	-----------------------------

特別割引用 IC カード利用約款の補足事項 新旧比較表

		項目	文言	内容
旧	第 38 条第 2 項	再製・再発行手数料	前項に定めるカードの再製・再発行を受ける記名人は、 当社所定の再製・再発行手数料 を支払うものとします。	紛失・盗難等での再発行の場合は、再製・再発行手数料としてカード 1 枚あたり 1,100 円 (税込) をご負担いただきます。
			新	備考
新	第 38 条第 2 項	再製・再発行手数料	前項に定めるカードの再製・再発行を受ける記名人は、 当社所定の再製・再発行手数料 を支払うものとします。	紛失・盗難等での再発行の場合は、再製・再発行手数料としてカード 1 枚あたり 1,650 円 (税込) をご負担いただきます。